

# 雲南市住民税非課税世帯生活支援臨時給付金 のご案内

雲南市住民税非課税世帯生活支援臨時給付金は、国民の安心・安全と持続可能な成長に向けた総合経済対策の趣旨を踏まえ、令和6年度住民税非課税となる世帯に対して1世帯あたり3万円を支給します。また本給付金の対象世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯に対して児童1人あたり2万円を追加支給します。  
※本給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則」の規定により、差押禁止及び非課税の対象になります

## 給付金の支給額

**1世帯あたり3万円（受給は1世帯につき1回限り）**

## 支給対象世帯および支給手続き

基準日（令和6年12月13日時点）において、  
**雲南市に住民登録があり、令和6年度住民税非課税世帯**

雲南市から（1）（2）いずれかが届きます

(1) 令和6年度雲南市物価高騰対応重点支援臨時給付金（非課税世帯分）を受給し、支給要件を確認できた世帯	<p>「支給通知書」 ⇒振込口座の変更等なく、受給される方は手續は不要です</p>
(2) 上記以外の令和6年度住民税非課税世帯	<p>「支給要件確認書」 ⇒受給を希望する世帯は必要事項を記載の上、確認書類と合わせて申請期限までに提出してください。 提出された確認書に基づき、本市が受領してから概ね1ヶ月～2ヶ月程度で順次支給します。</p>

**申請期限：令和7年6月30日（月） 当日消印有効**

支給要件及びこども加算については裏面をご確認ください。

# 給付金の支給要件及びこども加算

## 給付金の支給要件

- 本給付金の給付対象となるのは、世帯の世帯主の方です。
- 世帯全員が、令和6年度の住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯は支給の対象外です。
- 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに、未申告の方がいる世帯は支給の対象外です。
- 既に他の自治体で令和6年度中に非課税世帯を対象とした同様の給付金を受けている世帯は支給の対象外です。
- 令和6年12月14日以降に**修正申告**し、住民税課税世帯となった場合には給付金の支給の対象外となるため、下記までお問い合わせください。

## こども加算（児童1人あたり2万円）

雲南市住民税非課税世帯生活支援臨時給付金の対象となった世帯のうち、次の対象児童を扶養している世帯に対し追加の給付をします。

### 対象となる世帯

- (1) 基準日時点（令和6年12月13日）で世帯主と同一世帯である18歳以下の児童（平成18年4月2日生まれ以降の児童）
- (2) 令和6年12月14日以降に生まれた新生児  
※申請期限（令和7年6月30日）までに申請が間に合う新生児
- (3) 同一世帯ではないが、世帯主と生計が同一である18歳以下の児童  
※単身で寮に入っている児童等を想定しています。該当と思われる世帯の方は下記までお問合せください。

### (1) に該当の世帯

対象と思われる世帯には、**確認書（こども加算の附表）**を順次案内（郵送）します。

### (2) (3) に該当の世帯

**申請をしていただく必要があります。**  
下記までお問合せください。



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があつた場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

雲南市健康福祉部健康福祉総務課

「雲南市住民税非課税世帯生活支援臨時給付金」窓口

0854-40-1041

受付時間 平日 8:30~17:15

※本給付金の詳細は  
市ホームページを  
ご覧ください。